

会津美里町 健康ふくし課では、高齢者等の方にさまざまなサービスを実施しておりますのでお知らせします。

## 高齢者等の在宅福祉サービスについて 高齢者支援係

町では住みなれた地域でいきいきとした生活が続けられるよう、各種の在宅福祉サービス等を実施しています。詳細は、高齢者支援係までお問い合わせください。



No.	サービス名	内 容	対象者	料 金
1 軽度生活援助事業	①軽微な修繕	・電球の交換 ・簡易大工、土木補修 など ※特別な技術や知識を要する作業及び、危険が伴う作業は対象外です。	日常生活上の援助を必要とする65歳以上の高齢者の方又は、55歳以上の重度心身障がい者の方で、下記の世帯要件に該当する方。  【世帯要件】 次の者のみで構成される世帯 ①日常生活上の援助を必要とする65歳以上の高齢者 ②重度心身障がい者 ③18歳未満の者	従事者1人につき 150円／時間
	②家周りの手入れ	・玄関から道路までの除草（必要最低限の範囲） ・家屋の雪廻い（必要最低限の範囲：庭木や小屋等の雪廻い、危険が伴う作業は対象外です）		従事者1人につき 150円／時間 ※機械を使用した場合は、割増料金
	③除雪	・玄関から道路までの除雪（必要最低限の範囲） ・在宅生活に支障が出ると認められる場所の除雪 ・屋根からの落雪で屋根とつながった場所の雪切り ※屋根の雪下ろし、倉庫や車庫、小屋など住宅以外の場所、危険な場所は対象外です。		従事者1人につき 事業に要した費用の 1割
	④台風等自然災害への防備	台風などの大規模な自然災害時の備え		
2 配食サービス事業	老衰、傷病等により自分で食事の支度をすることが困難で、かつ、親族等から援助を受けられない高齢者のみの世帯に対し、お弁当を配達します。 ※平日のみ、1日1食分（夕食）の配達となります。	食事の調達や調理が困難で、親族等から食事の提供を受けることができない、次の要件に該当する方 ・65歳以上の一人暮らしの方 ・65歳以上の高齢者のみの世帯	1食あたり300円 ※登録していただいた口座から引落しとなります。	
3 高齢者生きがい活動支援通所事業	家にとじこもりがちとなる高齢者に対し、週1回、介護予防のための生活指導やレクリエーション等を行います。 ※令和7年度末で事業終了となります。	65歳以上の方で、一人暮らし又は日中一人になり家に閉じこもりがちになる方 ※介護保険サービスの利用者は対象外となります。	1回500円（昼食代等） ※別途費用がかかる場合があります。	
4 外出支援サービス事業	寝たきりや歩行が困難で車椅子を利用しているため、一般的公共交通機関（バス・タクシー等）を利用する事が難しい高齢者に対しリフト付きワゴン車による自宅と医療機関の間の送迎を行います。 (利用回数：原則月1回) ※利用の際は、付き添いの方が必要です。	次の要件に該当する方 ・65歳以上で、一般的交通機関の利用が困難な方 ・60才以上で下肢が不自由な方	無料	
5 車いす同乗軽自動車貸出事業	自力で歩行が困難な高齢者等に対し、医療機関又は公的機関等生活上必要な外出を支援するため、車いすを同乗できる軽自動車の貸し出しを行います。 (利用回数：原則月2回以内) ※運転者はご家族等となります。 ※申請先は社会福祉協議会です。	自力で歩行が困難な方で、次の要件に該当する方 ・65歳以上の方 ・身体障害者手帳等をお持ちの方	無料	
6 緊急通報システム事業	在宅における急病や事故などの緊急時に迅速に対応するため、ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置（緊急通報用電話・火災報知器・人感センサー）を貸与します。 ※2名以上の協力員が必要です。	次の要件に該当する方 ・65歳以上の一人暮らしの方 ・一人暮らし又は2人世帯の重度身体障がい者 ・65歳以上の2人世帯で、どちらか一方が要介護2以上と認定された方	無料	
7 紙おむつ等購入助成券支給事業	寝たきりや重度の認知症の方に対して、紙おむつ等購入助成券（月額3,000円）を支給します。	次の要件すべてに該当する方 ・要介護認定をお持ちの方 ・寝たきり又は重度の認知症の方 ・1日のおむつ等交換回数が3回以上の方	—	

※上記すべてのサービスは、会津美里町に住所を有し居住している方が対象となります。

お問い合わせ先	問い合わせ内容	機 開 名	☎
	サービス全般に関するお問い合わせ	役場 健康ふくし課	0242-55-1145
	利用決定後の利用予約・申込(この面 1・2・3・4・5のサービス)	社会福祉協議会	0242-54-2940
	高齢者の相談・支援に関するお問い合わせ	地域包括支援センター	0242-36-7510